

# 審査・評価会の開催状況と 「中間時点での意見交換」(案)

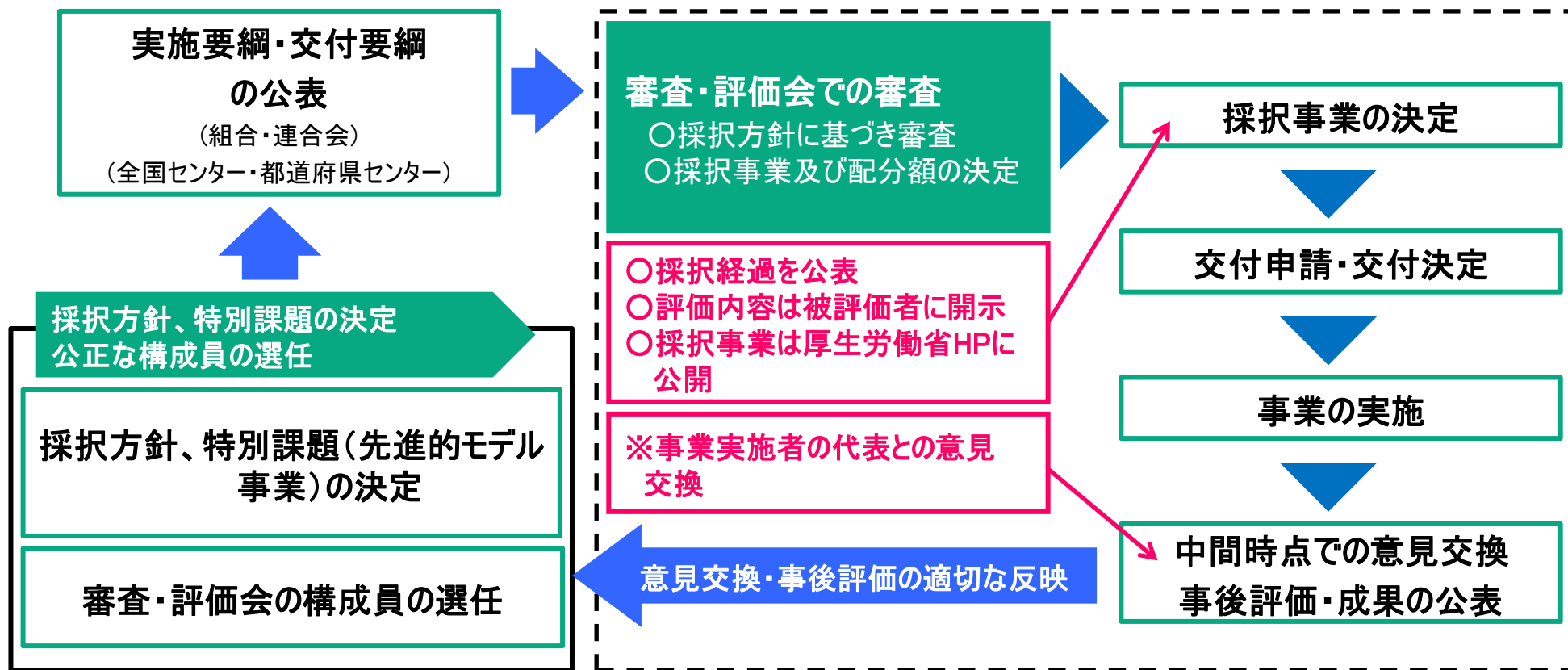
# 生活衛生関係対策事業費補助金の審査・評価の仕組み

平成23年4月22日  
生活衛生関係営業の振興に関する検討会第2次報告書資料

## 1. 基本的考え方

- ✓ 申請された事業は、審査・評価会で関係営業の振興・公衆衛生の確保と的確な効果測定の観点から評価
- ✓ 採択事業、採択事業毎の交付額の概要は厚生労働省HPにおいて公開

## 2. 審査・評価に関するフロー図



# 平成23年度における審査・評価の流れ

<p>・採択方針・特別課題 (先進的モデル事業) の決定</p>	<p>○平成23年3月31日&lt;第7回生活衛生関係営業の振興に関する検討会で決定&gt;</p> <p>✓ 採択方針と特別課題(先進的モデル事業)を決定</p>
<p>・実施要綱・交付要綱 の公表</p>	<p>○平成23年4月1日 &lt;実施要綱公表&gt; ○平成23年6月13日 &lt;交付要綱公表&gt;</p>
<p>・審査・評価会における 審査</p> <p>・採択事業の決定</p>	<p>○平成23年6月30日 &lt;第2回審査・評価会・補助金(震災関係)&gt; (→ 平成23年7月7日内示)</p> <p>○平成23年8月4日 &lt;第3回審査・評価会・補助金(連合会・組合)&gt; (→ 平成23年9月9日内示)</p> <p>○平成23年8月18日 &lt;第4回審査・評価会・補助金(全国センター・都道府県)&gt; (→ 平成23年9月9日内示)</p>
<p>・交付申請・交付決定 ・事業の実施</p>	<p>○平成23年9月26日 &lt;交付申請締切&gt; ○平成23年10月中(予定) &lt;交付決定&gt;</p>
<p>・中間時点での意見交換</p>	<p>○平成23年11月17日&lt;第5回審査・評価会&gt;</p> <p>✓ 効果測定が可能な事業の実施体制となっているか確認、助言 ✓ 先進的モデル事業(特別課題)が関係営業の課題解決に則した事業となっているか確認、助言</p>
<p>・採択方針・特別課題 (先進的モデル事業) の決定</p>	<p>○平成24年1月~2月(予定)</p> <p>✓ 採択方針と特別課題(先進的モデル事業)を決定</p>
<p>・事後評価・成果の公表</p>	<p>○平成24年5月~6月(予定) &lt;審査・評価会&gt; → 平成24年度事業採択に反映</p>

生活衛生関係対策事業費補助金に係る事業の外部評価の実施、評価結果の公開等により政策目的の達成状況の検証と事業の適切かつ効果的な実施を図り、事業成果を生活衛生関係の持続的な発展につなげるため、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会を設置する。

## 1. 構成

- ✓ 審査・評価会は、構成員6～10名以内で構成する。
- ✓ 構成員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうち、主として以下に掲げる識見を有する者から、厚生労働省健康局長が選任する。

- ・法制に関して識見を有する者
- ・中小企業の経営に関して識見を有する者
- ・公衆衛生の確保について識見を有する者
- ・生活衛生関係営業の振興に関して識見を有する者
- ・消費者の立場から識見を有する者
- ・政策評価について識見を有する者

- ✓ 座長及び副座長を1人置き、構成員の互選により定める。

## 2. 会議

- ✓ 審査・評価会は、必要のつど座長が招集する。
- ✓ 審査・評価会は、2分の1以上の構成員の出席をもって開催する。
- ✓ 審査・評価会の会議は、公開する。ただし事業の審査、決定に係る審議については非公開とし、審査・評価終了後の適切な時期に、審査・評価の経過について、厚生労働省のホームページで公表する。
- ✓ 審査・評価会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- ✓ 審査・評価会の構成員は、自らが現在所属する機関の始業については、審査・評価しないものとする。

# 審査・評価会構成員名簿

氏名	所属・役職
安達 幸男	(財)全国生活衛生営業指導センター主事
△武井 寿	早稲田大学商学学術院教授
飛松 純一	東京大学大学院法学政治学研究科准教授 (森・濱田松本法律事務所)
○原田 一郎	東海大学教養学部教授
前野 春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
松本 邦愛	東邦大学医学部社会医学講座医療政策経営科学分野講師

○座長    △副座長

(五十音順、敬称略)

狙い	内容
<p>効果測定が可能な事業の実施</p>	<p>○成果指標、活動指標を明確にした事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 審査・評価会で審査、採択、評価</li> <li>✓ 関係者が新しい仕組みに不慣れで混乱・当惑することがないように、丁寧な説明を前提に、改革を徐々に進める</li> </ul> <p>○主な事業について、期待される効果を簡潔に整理(生活衛生関係対策事業費補助金の意義について広報)</p>
<p>戦略性の強化</p>	<p>○各関係営業の課題に即した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 審査・評価会でまとめる生活衛生関係営業の課題に即した先進的モデル事業(特別課題への対応)</li> <li>✓ 各地域、営業者の実情に即した各団体提案型事業(成果目標の明確化を前提)</li> </ul> <p>○事業年度の間で審査・評価会と関係団体との間で翌年度の先進的モデル事業(特別課題)について意見交換</p> <p>○先進的モデル事業(特別課題)の実施は複数の都道府県組合からの手上げ方式、連合会が実施する方式が考えられる。全国センター等のシンクタンクの支援(委託)を受けた実施も考えられる。</p>
<p>組合活動の活性化</p>	<p>○組合等の役割・魅力の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助金による事業内容に組合員を対象とする税制、融資等の内容を盛り込み、その意義を説明することで組合への加入促進等につなげる</li> </ul>

連合会及び組合が実施する団体提案型事業		
課題	業種、地域の特性に応じて提案される生活衛生関係営業の振興を図るための事業	
先進的モデル事業(特別課題)		
番号	関係業種等	指定課題
1	理容業・美容業	一人の理容師・美容師が営業しているお店への管理理容師・管理美容師の設置促進
2	理容業	就職難時代を乗り切る「就活ヘア」の普及
3	美容業	新しい消費者ニーズに対応したパーマメント・ウェーブ用剤・染毛剤等の新商品の安全・安心を確保するための技術の普及
4	クリーニング業	クリーニング師研修の受講率向上
5	クリーニング業	新クリーニング機税制の活用促進
6	公衆浴場業	幼稚園・保育園、関係団体と連携を取った安全な入浴の普及(「浴育」)
7	飲食業	受動喫煙防止の推進
8	氷雪販売業 社交飲食業 中華料理業	組合未設置県の結成促進等
9	食肉販売業 喫茶店営業	商店街の活性化、新たな買い物機能の提供
10	食鳥肉販売業	消費者への鶏肉の知識普及促進
11	旅館業	トコジラミ対策の推進
12	興行場営業	弱小興行場へのデジタル化の推進
13	共通課題	後継者の育成、障害者を始めとする多様な人材の活用促進
14	共通課題	生活衛生関係営業者の融資を促進する効率的な仕組みの開発
15	共通課題	東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の再生に資する事業
16	共通課題	食品衛生等衛生規制の遵守に基づく健康危機の未然防止の推進に資する事業

## ✓1. 課題種別

種別		本数
団体提案型事業		28
先進的モデル事業(特別課題)		27
先進的モデル事業(特別課題)内訳		
1	理容業・美容業	0
2	理容業	2
3	美容業	0
4	クリーニング業	1
5	クリーニング業	1
6	公衆浴場業	1
7	飲食店営業	0
8	氷雪販売業 社交飲食業 中華料理業	2
9	食肉販売業 喫茶店営業	1
10	食鳥肉販売業	0
11	旅館業	0
12	興行場営業	0
13	共通課題	3
14	共通課題	0
15	共通課題	9
16	共通課題	7

## ✓2. 業種別

平成23年9月15日  
第9回生活衛生関係営業の振興に関する検討会提出資料

種別		本数
1	理容業	6
2	美容業	4
3	興行場営業	2
4	クリーニング業	3
5	公衆浴場業	2
6	旅館業	2
7	めん類	6
8	氷雪販売業	1
9	食肉販売業	2
10	飲食店営業	6
11	すし店	5
12	食鳥肉販売業	4
13	喫茶店営業	4
14	中華料理業	2
15	社交飲食業	4
16	料理業	2
計		55

※第2回生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会審査分は除く



## 中間時点での意見交換における論点（案）

- ✓ 効果測定が可能な事業の実施体制となっているか
- ✓ 先進的モデル事業（特別課題）が関係営業の課題解決に役立つ事業となっているか

- ✓ 事業の採択までの過程に関する問題点
- ✓ 事業の実施上の問題点

- ✓ 生活衛生関係営業の課題にどう対応するか
- ✓ 翌年度に実施が期待される先進的モデル事業（特別課題）について